

## 四半期決算短信（サマリー情報）の作成等に関する Q & A

本年 6 月 2 日付「四半期決算に係る適時開示の見直しに伴う新・『四半期決算短信様式・作成要領』の策定について」（平成 22 年名証自規 G 第 12 号）を通知しておりますが、本 Q & A は「四半期決算短信（サマリー情報）」の様式に関するもの及び T D n e t オンライン登録システムについての Q & A を追加するものです。

上場会社各社の決算発表事務担当者の皆様におかれましては、ご案内済みの「四半期決算短信様式・作成要領」とあわせて、以下の内容についてもご確認くださいませよう願いたします。

**※ 8 月 1 1 日以前に開示済みの「四半期決算短信」について、本 Q & A に記載の内容と異なる部分がある場合でも、訂正等を行っていただく必要はありません。**

Q 1. 四半期決算短信に、四半期決算補足説明資料を添付して T D n e t 登録を行う場合について、「四半期決算短信（サマリー情報）」の「四半期決算補足説明資料の有無」は、「有」に該当するのか。

A 1. 四半期決算短信の添付資料に「四半期決算補足説明資料」として作成した内容が含まれている場合には「有」としてください。なお、その場合には、添付資料の目次等において、その旨（四半期決算補足説明資料として作成した内容が添付されている旨）をご記載ください。

上記の回答内容は、「四半期決算短信（サマリー情報）」の四半期第 1 号様式〔日本基準〕（連結）、四半期第 2 号様式〔日本基準〕（非連結）、四半期第 3 号様式〔I F R S〕（連結）、四半期第 4 号様式〔米国会計基準〕（連結）、四半期第 5 号様式〔日本基準〕（連結）（特定 2 Q）のすべてに共通します。

Q 2. 「四半期決算短信（サマリー情報）」の「四半期決算説明会開催の有無」について、例えば、四半期決算内容の開示後に、アナリスト向けの電話会議の実施を予定している場合も「四半期決算説明会開催の有無」を「有」としてよいのか。

A 2. 四半期決算内容の開示後に、アナリストを対象とする電話会議を行う場合についても、「四半期決算説明会」に該当するものとして、該当欄を「有」とし、「（アナリスト向け）」とご記載ください（なお、四半期決算内容の開示に際し、記者クラブに

において報道機関を対象に実施する記者会見については、「四半期決算説明会」に含めないでください。）。

上記の回答内容は、「四半期決算短信（サマリー情報）」の四半期第1号様式〔日本基準〕（連結）、四半期第2号様式〔日本基準〕（非連結）、四半期第3号様式〔IFRS〕（連結）、四半期第4号様式〔米国会計基準〕（連結）、四半期第5号様式〔日本基準〕（連結）（特定2Q）のすべてに共通します。

Q 3. 「四半期決算短信（サマリー情報）」の「2. 配当の状況」及び「3. 平成\*\*年\*月期の連結業績予想」の欄外に「（注）」として記載されている「当四半期における配当予想（業績予想）の修正有無」について、どのような場合に「有」を選択する必要があるのか。

A 3. 該当の注記は、「四半期決算短信（サマリー情報）」に記載された配当予想又は業績予想の内容が、直近に公表されている上場会社の配当予想又は業績予想の内容と異なるものであるか否かの別（四半期決算内容の開示にあわせて、直近の配当予想又は業績予想の内容を変更しようとするものであるか否かの別）を、投資者その他の情報利用者に対して適切に伝達することを目的にご記載いただくものです。

例えば、上場会社が第1四半期に係る四半期決算内容の開示を行う場合であって、前事業年度に係る決算内容の開示の際に公表した業績予想の内容（当該決算内容の開示後に業績予想の修正に係る開示を行っている場合には、当該修正後の業績予想の内容）と異なる業績予想を、「四半期決算短信（サマリー情報）」中に記載しようとする場合には、「有」をご選択ください（直近に公表されている業績予想との乖離幅が、重要な会社情報の適時開示に係る判断基準に満たない場合であっても、直近の業績予想の内容と変更がある場合には、「有」をご選択いただく必要がありますのでご注意ください。）。一方、業績予想修正に係る開示を四半期決算短信の開示を行う日の前営業日までに行い、当該修正後の業績予想を「四半期決算短信（サマリー情報）」において継承する場合には、「無」をご選択ください。

なお、「四半期決算短信（サマリー情報）」に記載された配当予想又は業績予想の内容が、重要な会社情報の適時開示に係る判断基準を超えるものである場合には、別途、「修正の理由」等を含む適時開示資料をご作成のうえ、その内容を開示いただく必要があります（四半期決算内容の開示に先立って、重要な会社情報の適時開示に係る判断基準を超える新たな業績予想の内容が把握された場合には、当該内容が把握された時点で直ちに適時開示を行うことが求められますので、ご注意ください。）。

上記の回答内容は、「四半期決算短信（サマリー情報）」の四半期第1号様式〔日本基準〕（連結）、四半期第2号様式〔日本基準〕（非連結）、四半期第3号様式

〔 I F R S 〕（連結）、四半期第 4 号様式〔米国会計基準〕（連結）、四半期第 5 号様式〔日本基準〕（連結）（特定 2 Q）のすべてに共通します。

Q 4. 「四半期決算短信（サマリー情報）」における「4. その他」の「（1）当四半期中における重要な子会社の異動」の記載は、どのような期間を対象として行うのか。

A 4. 「四半期決算短信（サマリー情報）」の「4. その他」の「（1）当四半期中における重要な子会社の異動」には、四半期連結会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 3 条第 5 号に規定する四半期連結会計期間をいいます。）の状況を記載してください。この点については、改正前の「四半期決算短信様式・作成要領」における取扱い（従来は、四半期連結累計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 3 条第 7 号に規定する四半期連結累計期間をいいます。）としておりました。）から変更されておりますので、ご注意ください。

上記の回答内容は、「四半期決算短信（サマリー情報）」の四半期第 1 号様式〔日本基準〕（連結）、四半期第 3 号様式〔 I F R S 〕（連結）、四半期第 4 号様式〔米国会計基準〕（連結）、四半期第 5 号様式〔日本基準〕（連結）（特定 2 Q）に共通します。

Q 5. 「四半期決算短信（サマリー情報）」における「4. その他」の「（2）簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用」及び「（3）会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」の記載は、どのような期間を対象として行うのか。

A 5. 「四半期決算短信（サマリー情報）」における「4. その他」の「（2）簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用」及び「（3）会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」には、四半期連結累計期間の状況を記載してください。

上記の回答内容は、「四半期決算短信（サマリー情報）」の四半期第 1 号様式〔日本基準〕（連結）、四半期第 3 号様式〔 I F R S 〕（連結）、四半期第 4 号様式〔米国会計基準〕（連結）、四半期第 5 号様式〔日本基準〕（連結）（特定 2 Q）に共通します。また、四半期第 2 号様式〔日本基準〕（非連結）の場合には、四半期累計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 3 条第 6 号に規定する四半期累計期間をいいます。）の状況を記載してください。

Q 6. 「四半期決算短信（サマリー情報）」における「4. その他」の「（1）当四半期中における重要な子会社の異動」、「（2）簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用」及び「（3）会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」の欄外にそれぞれ記載されている「（注）」の内容を削除してもよい。

A 6. 上場会社の判断により、該当の注記を削除する（又は内容を他の表現等に変更すること）としても差し支えありません。

上記の回答内容は、「四半期決算短信（サマリー情報）」の四半期第1号様式〔日本基準〕（連結）、四半期第2号様式〔日本基準〕（非連結）、四半期第3号様式〔IFRS〕（連結）、四半期第4号様式〔米国会計基準〕（連結）、四半期第5号様式〔日本基準〕（連結）（特定2Q）のすべてに共通します。

Q 7. 「四半期決算短信（サマリー情報）」の「（記載上の注意）」では、「4. その他」の「（3）会計処理の原則・手続・表示方法等の変更」の欄について、「表示方法の変更」は記載の対象外となる旨の記載があるが、「（3）会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」の記載対象は、どのようなものとなるのか。

A 7. 「四半期決算短信（サマリー情報）」における「4. その他」の「（3）会計処理の原則・手続・表示方法等の変更」には、四半期連結累計期間における「連結の範囲・持分法適用の範囲」以外の四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更の有無を記載してください。

該当欄では、四半期報告書において【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】の欄に記載されるべき事項を対象としており【表示方法の変更】の欄に記載されるべき事項については対象外となります。

なお、新たに設定又は改正された会計基準の内容を早期に（前倒しで）適用した場合や上場会社の自発的に会計処理の変更を行った場合には、「② ①以外の変更」に区分してください。

上記の回答内容は、「四半期決算短信（サマリー情報）」の四半期第1号様式〔日本基準〕（連結）及び四半期第4号様式〔米国会計基準〕（連結）に共通します。

四半期第2号様式〔日本基準〕（非連結）については、上記の内容中の「四半期

連結累計期間」を「四半期累計期間」と、「「連結の範囲・持分法適用の範囲」以外の四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更の有無」を「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更の有無」とそれぞれ読み替えてください。同様に、四半期第5号様式〔日本基準〕（連結）（特定2Q）については、「四半期連結累計期間」を「中間連結会計期間」と、「四半期連結財務諸表」を「中間財務諸表」と読み替えてください。

Q 8. 当社は、通期の「決算短信」の公表に際して、個別業績予想のうち「営業利益」に係る開示を行っていないが、平成22年8月23日（月）以降に「業績予想修正」に係る適時開示を行う場合に、TDnetオンライン登録システムによる開示資料の作成をどのように行うべきか。

A 8. TDnetオンライン登録システム上の「業績予想の修正・配当予想の修正」ファイルに係るXBRL数値入力画面においては、個別業績予想に係る「営業利益」の欄を空欄としてください。

この場合、当該システム上で生成されるPDFファイル上の表示は、「－」となりますので、業績予想の修正の理由等の記載欄を利用して、「個別業績予想については営業利益の開示を行っていない」旨を付記いただくか、または、必要に応じて別途、個別業績予想に係る「営業利益」欄を削除した適時開示資料のPDFファイルをWordファイル等でご作成ください。

Q 9. 8月22日（日）時点でTDnetオンライン登録システムに登録されているデータはどうなるのか。

A 9. システム改修を実施する四半期決算短信ファイル、業績予想修正・配当予想修正ファイルの①未開示の一時保存ファイル、②過去に開示した数値データ（XBRLデータ）、③数値データ（XBRLデータ）様式の設定（カスタマイズ情報）については、今回のシステム変更に伴って削除させていただきます。

Q 10. 8月23日（月）に四半期決算短信の発表を予定していますが、TDnetオンライン登録サイトではいつからサマリー情報の登録が可能となるのか。

A10. システム移行に伴い8月22日はTDnetオンライン登録システムが使用不可となりますので、大変申し訳ありませんが、サマリー情報の登録は8月23日以降に行ってくださいようお願いいたします。

以 上